

日野市ユニバーサルデザイン推進条例

～ 自由に行動し、希望をもって生きられるまちづくりのために～

条例策定へ向けての検討資料

《提言書作成の過程・提言書に基づく条例の文案検討》

平成 19 年 12 月

日野市ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

はじめに

日野市では、これまで、「誰もが安心してすごせるまちづくり」を目的として、日野市福祉環境整備要綱（昭和63年4月制定）によりバリアフリーのまちづくりを推進してきました。

その後、平成12年に施行された地方分権一括法では、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない（地方自治法第14条第2項）」と定められ、日野市福祉環境整備要綱に義務等の強制力を持たせるには、要綱の見直しが急務の課題となっていました。

また、平成15年4月のハートビル法改正では、法に基づく地方公共団体独自の条例を策定することによって、必要な制限を付加することができるようになり、この活用も課題となってきました。

一方、日野市では、平成15年度に実施した日野市まちづくり条例の市民プロポーザルで、バリアフリーのまちづくりに関する要望が多く上げられるなど、バリアフリーのまちづくりに関する市民の期待が高まっていました。

市も、平成16年度以降、市民参画による「交通バリアフリー基本構想」の策定や「公園探検隊」「道路点検隊」といった市民との協働によるバリアフリー化整備など、市民とともにバリアフリー環境整備を進めてきました。こうした取組みの過程で、利用者が本当に使いやすい施設づくりを行うには、こうした市民参画・利用者意見の取入れを制度化し、定常的に行うことが必要ではないかという声があがってきました。

このような中、国は、平成18年6月21日に、ハートビル法（建築部門）と交通バリアフリー法（交通分野）を一体させ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」を公布しました。これにより、社会的にも、建築物と交通の一体的なバリアフリー化が、より一層推し進められることとなりました。

これらの動向を受け、日野市では、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を実現するため、バリアフリーのみならず、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための制度として、条例の導入を検討することにしました。そして、検討機関として、学識経験者、市民、高齢者・女性・商業・観光関係の団体などの関係市民団体、住宅・建築関連団体、障害者団体の代表などからなる「日野市ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会」を設置し、平成19年3月、検討をスタートしました。

当提言書は、この「日野市ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会」が 9 回にわたる委員会で検討した議論をもとにとりまとめたものです。

この提言の趣旨が、できるだけ多く条例本文に反映されることを願ってやみません。

平成 19 年 12 月
日野市ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

注) ■ ハートビル法

正式名称：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

(平成 6 年法律第 44 号)

■ 交通バリアフリー法：

正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

(平成 12 年法律第 68 号)

目 次

第1章 ユニバーサルデザインに係る条例をつくることになった道のり 1

1. 日野市はこんなまち.....	1
2. 日野市はどんなまちづくりをめざしているか	1
3. これまでの市民参画の取組みから見えてきた課題と制度づくりの必要性	2
(1) これまでの取組み	2
(2) 課題と制度づくりの必要性.....	3
4. 既存の『日野市福祉環境整備要綱』の運用の課題と新たな制度づくりの必要性....	4
5. ユニバーサルデザインを推進するための条例をつくろう	5
(1) 検討委員会名簿・検討組織図	5
(2) 会議の開催経過.....	6

第2章 こんな「条例」をつくろう 7

1. 制度の選択.....	7
2. ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像と条例の役割.....	8
(1) 日野市のユニバーサルデザインのまちづくりの目標像.....	8
(2) 本条例の役割	9
(3) 本条例の理念と名称	9
(4) 本条例の枠組み.....	10
3. 建築物等施設の整備誘導手段に係る制度の種類と選択 - 委任条例と自主条例 .	11

第3章 条例の内容 13

. 条例の全体構成	13
-----------------	----

. 前文	15
------------	----

. 総則	17
------------	----

1. 目的	17
2. 用語の定義	19
3. 各主体の責務.....	21

．誰もが使いやすいまちづくり	23
1．一般都市施設の整備	23
（1）一般都市施設の整備基準への適合努力義務	23
（2）整備適合証の交付	25
2．特定施設の整備　- 新設又は改修 -	27
（1）特定施設の定義と整備に係る義務の概要	27
（2）本条例に定める特定施設の範囲と適合を求める基準	29
（3）特定施設の整備を誘導するための手続き　- 概要 -	31
3．特定施設の整備　- 既存特定施設の状況の把握等 -	39
4．市施設の先導的・モデル的整備	41
5．施設をつなぐ連続した整備の推進	43
（1）推進地区	43
（2）安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保	45
．継続的に発展していくしくみ	47
1．その概念	47
2．計画・設計段階	51
（1）ユニバーサルデザイン推進計画の策定	51
（2）市の分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ	51
（3）事業者が行う施設整備への反映	51
3．実施段階	53
（1）市施設の先導的・モデル的整備	53
（2）事業者の主体的・積極的な整備	53
（3）市民主体の整備	55
4．評価・点検段階	57
（1）評価・点検の実施と結果の改善への反映	57
（2）白書の作成	57
（3）研修	59
5．各段階における市民参画	61
（1）市民意見の収集・反映	61
（2）市民参画の機会の確保	63
（3）情報提供・啓発活動	65

．体制づくり	67
1．審議会	67
2．庁内横断的組織の整備	67
．その他.....	69
1．表彰	69
2．ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の支援.....	69
．見直し期限	71